

令和3年8月25日

「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」の公表

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会において取りまとめられた「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」について、令和3年7月14日から同年8月3日までの間、意見募集を行いました。

今般、当該意見募集の結果を踏まえ、ガイドラインが策定されましたので公表します。

1 経緯

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会における検討を踏まえ、令和3年7月9日に「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」（以下「許諾推定規定ガイドライン（案）」という。）が取りまとめられました。

これを踏まえ、令和3年7月14日から同年8月3日までの間、意見募集を行った結果、35件の意見が寄せられました。

その結果を踏まえ、ガイドラインが策定されましたので、意見募集の結果とともに公表します。

2 公表資料

- ・放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン：別紙1
- ・「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について：別紙2

3 公表資料の入手方法

別紙資料は、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課及び文化庁著作権課において閲覧に供するとともに配布します。また、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

<関連資料>

- ・「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_sokushin/02ryutsu04_04000179.html

【連絡先】

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課流通調整係

電話：03-5253-5111（内線 5739）

Eメール：rights_processing@soumu.go.jp

文化庁著作権課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2775）

Eメール：chosaku@mext.go.jp